

東京都私立高等学校等入学料の助成に関する条例(案)

(目的)

第一条 この条例は、東京都の区域内(以下「都内」という。)に住所を有し、私立高等学校等に入学する者に
対し、入学料の全部又は一部を助成することにより、教育に係る経済的負担を軽減し、教育を受ける機会
の均等を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「高等学校等」とは、次に掲げる学校をいう。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下この項において「法」という。)第一条に規定する高等
学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)のうち、専攻科及び別科を除くもの
- 二 法第一条に規定する高等専門学校
- 三 法第二百二十四条に規定する専修学校の高等課程
- 四 法第三十四条に規定する各種学校のうち、日本国内に居住する外国人を専ら対象とし、第一号に規定す
る学校の課程に類する課程を置くもの

2 この条例において「私立高等学校等」とは、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定す
る学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人が設置する高等学校等をいう。

3 この条例において「入学料」とは、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第四条第一項第
七号に規定する入学料で私立高等学校等が定めるものをいう。

4 この条例において「保護者」とは、入学料の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)を、
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十三条第一項第九号に規定する扶養親族とする者をいう。

(対象者)

第三条 対象者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

一 対象者及びその保護者が都内に住所を有すること。

二 保護者（保護者がいないときは対象者をいう。）及びその配偶者の道府県民税所得割（入学する日の属する年度（申請する日の属する年度が入学する日の属する年度の前年度であるとき、又は申請する日の属する月が入学する日の属する年度の四月から六月までの月であるときは、当該入学する日の属する年度の前年度。以下この項において同じ。）分の地方税法の規定による道府県民税（同法の規定による都民税を含む。）の同法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割（同法第五十条の二の規定によって課する所得割を除く。）をいう。）の額と市町村民税所得割（入学する日の属する年度の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。）の額とを合算した額が八万五千五百円未満であること。

三 高等学校等を卒業していないこと又は修了していないこと。

四 この条例に基づく助成を過去に受けていないこと。

五 国又は他の地方公共団体から同種の助成を受けていないこと。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項各号以外に対象者が備えるべき要件を定めることができる。

3 第一項各号の規定にかかわらず、知事が特別の理由があるとき、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、その一部を適用しないことができる。

（助成の額）

第四条 入学料に対する助成の額は、二十五万五千円とする。ただし、私立高等学校等へ納付すべき入学料が二十五万五千円を下回る場合は、納付すべき入学料の額を助成の額とする。

(申請等)

第五条 入学料の助成を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請を受けたときは、申請内容を審査の上、入学料の助成を決定し、当該申請者に通知するとともに、速やかに支給するものとする。

3 前項の通知を受けた申請者は、規則で定めるところにより、当該助成の受領を入学する私立高等学校等の校長に委任することができる。

(返還)

第六条 知事は、偽りその他不正の行為により入学料の助成を受けた者があるとき、又は入学料の助成後に過誤による入学料の助成を受けた者があると確認したときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(提案理由)

私立高等学校等の教育に係る経済的負担を軽減し、教育を受ける機会の均等を図る必要がある。